

Voters

No.21

2014年8月20日発行

特集

改正国民投票法

- 解決された「3つの宿題」と残された「3つの宿題」(橘 幸信) 4
- 18歳成人改革のロードマップ(南部 義典) 6
- 公務員の政治的行為に係る法整備(飯田 明子) 8
- 憲法に関する教育等の充実(倉見 昇一) 10
- 18歳投票権・選挙権と市民教育の課題(田中 治彦) 12

巻頭言

人口減少時代と消える議席(佐々木 毅) 2

コーナー

名言の舞台 3

コーナー

情報フラッシュ 14

新連載

海外の成人教育
スウェーデンの学習サークル(第1回) 16

新連載

小中高一貫有権者教育プログラムの
開発研究(第1回) 18

報告

民主政治と政治参加 20

報告

インターネット選挙運動解禁に
関する調査 22

コーナー

海外の選挙事情 欧州議会選挙 25



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。





このところ何かにつけて人口問題が話題になっている。目先の話題では人手不足がそれである。つい最近まで雇用問題の深刻さがささやかれていたが、今や有効求人倍率が1倍を超え、完全失業率も3パーセント台で安定している。このままでは「人口の天井」が経済成長を押さえつけるのではないか。政府の骨太の方針には50年後に人口1億人を維持するという目標が掲げられた。併せて、首相をトップとする人口減少対策会議を設け、2020年には少子化の流れを変える意気込みだという。昨年の特出生率は前年を0.02上回り1.43であったが、実際に生まれた子どもの数は過去最低であった。

人口問題の最大の特徴は、一旦、減少傾向が定着するとそれを阻止し、ましてや逆転させるには長い時間と多くの努力が必要な点にある。こうした将来の人口動向が政治の世界にも影響することは必至であり、中央地方を通して議員数をどう考えるかは早晚問題になろう。

▶2040年の人口動向

人口総数から一步踏み込んで、人口減少の影響をもっと具体的に探ったのが、日本創成会議が行った2040年の人口動向についての試算と緊急提言であった。そこでの試算によれば、地方から大都市圏への人口流入が現在のまま続けば、2010年と比較して40年には若年女性の数が半数以下に減少する自治体が全国で896に上ること（全体の49.8%）、その結果、こうした自治体の存続問題が浮上する可能性があるという。

この試算の特徴は、出生率中心の人口動向論から若い女性の人口動向に焦点を合わせるとともに、人口問題研究所が地方から大都市圏への流出が徐々に減るという前提に立って将来推計をしているのに対し、同じ傾向が続くという前提に立っている点にある。また、この分科会の試算の大きな意味は、東京一極集中が日本全体の人口構造・人口数に対して極めて大きな影響を与えていることを正面から明らかにした点にある。つまり、東京圏は若者を地方から大量に吸収する一方で、その

極端に低い出生率によって、日本全体の人口減少の大きな要因になっているという現実である。

これはあくまで推計であるが、人口全体の減少とその中での東京圏への人口移動は、地方の人口減少を加速させ、それにつれて一票の格差を是正すればするほど、議席が地方から東京圏へと集中することは火を見るよりも明らかである。それは当然のことながら、こうした傾向を温存する政策が採用されやすくなる可能性を示している。かくして地域間格差はますます開くことはあっても縮小することは考えられない。さらに、先の仮説が正しければ、日本全体の人口はそれによってその縮小傾向に歯止めがかからず、ずるずると坂を転げ落ちるように減少していくであろう。他の先進国の大都市と比較して東京のサイズが突出しているという日本独自の状況が重くのしかかってくる。

▶一票の格差の是正と地域間格差

こうした見通しに立つ場合、議席数全体をどうするかと並んで、一票の格差の大原則を続けることの政治的・社会的意味を考えなくてよいのだろうか。

極端な話であるが、「一票の格差はなくなった、しかし、日本もなくなった」でよいのであろうか。それは極言すれば、民主政治の目的とは何か、民主政は何のためにあるのかという根本問題に関わる。一票の格差の是正という平等原則もあるが、はなはだしい地域間格差を放置しないというのもまた平等原則ではないか。

ではどうするか。恐らく、答えはどこにもない。しかし、誰が議論の口火を切るべきかははっきりしている。それは将来、間違いなく自分の議席がなくなると想定される議員たちである。東京に選挙区を持つ議員たちとの違いは、政党間の違いに匹敵する程に大きいであろう。また、有権者にとって政党や政治家の将来についての考えを質す格好のテーマである。こうした議論はもうとっくに始まっていなければならないはずなのだが。

名言の舞台

浜口 雄幸

1870～1931年



我国の政党政治は、いま大切な試験時代である。しかし、この試験には長い年月を要するであろう

浜口雄幸は高知県出身の政党政治家で、1929～1931年には立憲民政党を率いて内閣を組織しました。浜口内閣といえば金解禁が有名ですが、ご存じのように世界恐慌や昭和恐慌と重なったために大変な不景気となり、この失敗もあって政党政治は国民の支持を失い、世の中は軍国主義に傾いていきます。しかし、当事者である政党人は、決して自らの立場に安住していたのではなく、強い危機感をもって政治にのぞんでいました。それを示したのがこの言葉です(浜口雄幸『随感録』)。

大日本帝国憲法の下では、軍国主義も含め、さまざまな内閣の形式が可能でしたが、その中でも政党内閣という形式を最も鮮明に打ち出したのが浜口内閣であり、戦前日本の民主主義の頂点でした。浜口首相は風貌からライオン宰相と呼ばれていましたが、実際に獅子奮迅の働きぶりはまさしくそのイメージ通りでした。しかし、それとは裏腹に、彼は政党政治の危うさも強く意識していました。国民の中には政党政治を「衆愚政治」という者もいるが、それは本当かもしれない、と彼は認めています。じつはこの時期、日本に限らず多くの

国々で従来型の単純な民主主義に対する懐疑が生まれていました。

しかし、と彼は続けます。政党政治を信じるわれわれ政党人にとっては、いまは政党政治が試されている時であり、合格するには政党ばかりでなく国民の政治道徳も進歩して、政党政治の弊害を一つずつ除去しなければならず、したがって合格するには長い年月を要するであろう、と。

残念ながら長く待てない人々によって戦前の政党政治は崩壊し、しばらく復活しませんでした。政治には特効薬ばかりでなく、一歩ずつ進む必要もあるならば、一人ひとりの意識の向上こそ、より良き政治への早道なのかもしれないことを、この言葉は教えてくれます。

(季武 嘉也・創価大学教授)

浜口雄幸の生きた時代

	1870	89	95	1907	13	14	15	24	27	29	30	31
浜口雄幸	高知県長岡郡に生まれる	結婚、浜口家の養嗣子に	東京帝国大学卒業・大蔵省入省	大蔵省専売局長官	立憲同志会入党	大蔵次官	代議士に当選	大蔵大臣	立憲民政党総裁	内閣総理大臣	東京駅で銃撃される	総理大臣辞任、死去
日本		大日本帝国憲法 公布(89)			第一次護憲運動(12) 大正時代始まる		関東大震災(23)	護憲三派・加藤高明 第二次護憲運動 内閣成立(24)	昭和時代始まる(26) 普通選挙法成立(25)	世界恐慌(29)	金解禁(30)、昭和恐慌 (30～31)	満州事変(31)

解決された「3つの宿題」と
残された「3つの宿題」

衆議院法制次長 橘 幸信



はじめに

2007年5月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（いわゆる「国民投票法」）は、憲法96条の実施法として国民投票に関する詳細な手続を定める法律である。しかし、これに基づいて実際に国民投票を実施するには、同法附則が定めるいわゆる「3つの宿題」（正確には、後述する宿題1と宿題2の2つ）を解決することが前提条件とされていた。今回成立した2014年改正国民投票法は、この前提条件をクリアし、国民投票実施の土俵整備を行おうとしたものである。

本稿では、他の個別論文の理解を助ける観点から、上記の「3つの宿題」とはどのようなものであったのか、そして2014年改正国民投票法はこれについてどのような解決策をもたらし、また、どのような宿題を積み残したのかについて、概観する。

2007年国民投票法の「3つの宿題」

〈宿題1〉18歳選挙権実現等のための法整備

国民投票法の本則3条は、国民投票の投票権者は「18歳以上の日本国民」と定めている。しかし、同じ参政権である選挙権との立法政策上の均衡、さらには社会における「大人の年齢」としての民法の成年年齢との均衡確保の観点から、同法附則3条1項では、同法が本格施行される3年間の準備期間が経過する平成22（2010）年5月18日までに、「年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、公選法や民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」旨が定められていた。

ここに「国政選挙に参加することができること等となるよう」（なお、「等」とは、公選法とともに法律名が明記されている民法の成年年齢を指

すものと理解されていた）とは、本条項によって選挙権年齢や成年年齢を「18歳以上」に引き下げることが既決事項であって、検討に委ねているのはそのための環境整備や具体的な引下げの実施時期等を意味するものと理解されていた。そして、これらの法整備が平成22年5月までになされることを当然の前提とした上で、選挙権年齢や成年年齢の引下げに関してはさらに一定の周知期間が必要となることを念頭に、その間の経過措置として「前項の法制上の措置が講ぜられ、18歳選挙権等が実現されるまでの間は、投票権年齢も20歳とする」旨の規定が、同条2項に置かれていたのであった。

ところが、同条1項が期限としていた平成22年5月を経過してもこれらの法整備が全くなされていないという、立法当時には予想もしていなかった状況が生じてしまった。そのため、もし現時点で国会が憲法改正を発議した場合、上記の経過規定により投票権年齢は20歳以上となるのか、それとも本則の18歳以上となるのかについて疑義が生ずる「法的に不正常な状態」に陥ってしまっていた。

〈宿題2〉公務員の政治的行為に関する法整備

現行の一般職・特別職の様々な公務員に関する法令の規定では、政治的行為の制限に関する規定が設けられているが、各法律によってバラツキがあり、国民投票における勧誘行為等について現行法をそのまま適用することとした場合、国家公務員と地方公務員とでその扱いが異なることになってしまう等の不備が指摘されていた。

しかし、全国一律に行われる国民投票におけるこのような差異に合理性は見いだし難く、また、公務員といえども主権者たる国民の一人であり、地位利用を伴うようなものは別として、憲法改正国民投票においては単純な賛否の勧誘行為などは許容すべきではないか——このような考え方

のもとに、国民投票期間中の公務員の政治的行為に関しては、どのような行為を許容し、どのような行為はあくまでも公務員の政治的中立性等の観点から禁止したままにしておくべきか、を振り分ける法整備をすべきことを定めたのが、附則11条の規定であった。

この宿題2も、上述の宿題1と同様に、3年間の準備期間の間に法整備を行わなければならない課題とされていたが、これも行われてこなかった。

〔宿題3〕憲法改正以外の国民投票制度の検討

3つ目の宿題は、附則12条に規定されているいわゆる「憲法改正以外の国民投票制度」の検討である。すなわち、「憲法改正を要する問題」や「憲法改正の対象となり得る問題」（例えば、女性天皇問題などは、皇室典範（法律）の改正で対処可能であるが、同時に憲法改正の対象ともなり得る）に関して、正式の憲法改正の発議をする前の段階で、予備的あるいは諮問的に国民投票に付して民意を確かめる制度について、「その意義及び必要性の有無について、日本国憲法の採用する間接民主制との整合性の確保その他の観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」とされていた。

ただ、この宿題3は、上記の2つとは異なり、中長期の検討課題とされていたものであった。

2014年改正国民投票法による解決と積み残された新たな「3つの宿題」

以上の「3つの宿題」のそれぞれについて、今回の2014年改正国民投票法はどのような解決策を講じたのか…、以下では、そのポイントに言及した上で、今回の改正の意義について述べておきたい。

〔宿題1〕18歳選挙権実現等のための法整備

これについては、国民投票の投票権年齢と公選法等の選挙権年齢等の引下げとのリンクを外し、投票権年齢について「改正法施行後4年を経過するまでの間は20歳以上」とし、それ以降は、自動的に、本則3条に定める「18歳以上」に引き下げることとされた。

その上で、選挙権年齢・成年年齢等の引下げについては、「改正法施行後速やかに、投票権年齢と選挙権年齢の均衡等を勘案し、必要な法制

上の措置を講ずる」ものとされた。

これによって、「投票権年齢が18歳か20歳か疑義がある」ような事態は、解消されることとなった。

〔宿題2〕公務員の政治的行為に関する法整備

公務員が行う国民投票運動については、①賛否の勧誘行為や憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り、これを行うことができるものとする、②ただし、その行為が、公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合はこの限りでない、とされた。

ただ、公務員の政治的行為を一部解禁することについては消極的な意見も強く、「組織により行われる勧誘運動等について、公務員が企画・指導等といった積極的な形で関与すること」の是非については、「改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、必要な法制上の措置を講ずる」ものとされた。

〔宿題3〕憲法改正以外の国民投票制度の検討

この宿題については、これまでも憲法審査会等で一定の検討はなされてきたものであるが、今後より精力的な検討を進めるという趣旨で、改めて、「その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」旨の検討条項が改正法附則に設けられた。

おわりに

以上のように、今回の改正法は、長らく放置されてきた「3つの宿題」について、それぞれに一定の解決策を与え、少なくとも、本改正法施行後はいつでも、国会法の手続に従って国会が憲法改正を発議した場合に、国民投票が実施できる必要最低限の土俵整備をしたものと言えよう。

しかし、同時に、それぞれに関して新たな「3つの宿題」を積み残したことも確かである。今後はこれらの新たな課題について、速やかな取組みが要請されるところとなろう。

たちばな ゆきのぶ 1957年生まれ。1982年東京大学法学部卒、衆議院法制局に入る。千葉大学法経学部助教授（立法政策論）、衆議院憲法調査会事務局総務課長等を経て、2013年から現職。近著（共著）に、『立法学講義（補遺）』（商事法務、2011年）、『二院制の比較研究』（日本評論社、2014年）がある。

18歳成人改革のロードマップ

改正法が仕切り直した宿題

元慶應義塾大学大学院法学研究科講師 南部 義典



国民投票権年齢の確定と新たな宿題

「懸案だった国民投票権年齢がようやく確定し、国民投票が執行可能になった」。法改正の具体的な意義は何かと問われれば、私は迷わずこう答える。2010年5月に国民投票法が施行されて以来、国民投票権年齢は18歳以上、20歳以上のいずれか、法の解釈が確定しない状態が続いており、国会は明確な答えを導けずにいた。

今回の法改正により、国民投票権年齢は2018年6月20日（改正法の施行から4年）まで20歳以上となり、翌21日以降、18歳以上に引き下げられる。解釈上の問題は、これを以て解消する。

ポイントは、4年後、自動的に18歳国民投票権が実現することである。この点、国民投票法が制定された時（2007年5月）には、公職選挙法が定める選挙権年齢、民法が定める成年年齢などの18歳引下げに関する法整備を3年後の施行日（2010年5月）までに行い（期限付きの前提条件）、18歳選挙権、18歳成年などが後に実現することと揃って、18歳国民投票権とすることが想定されていた。

改正法は今回、この前提条件を外した。前提

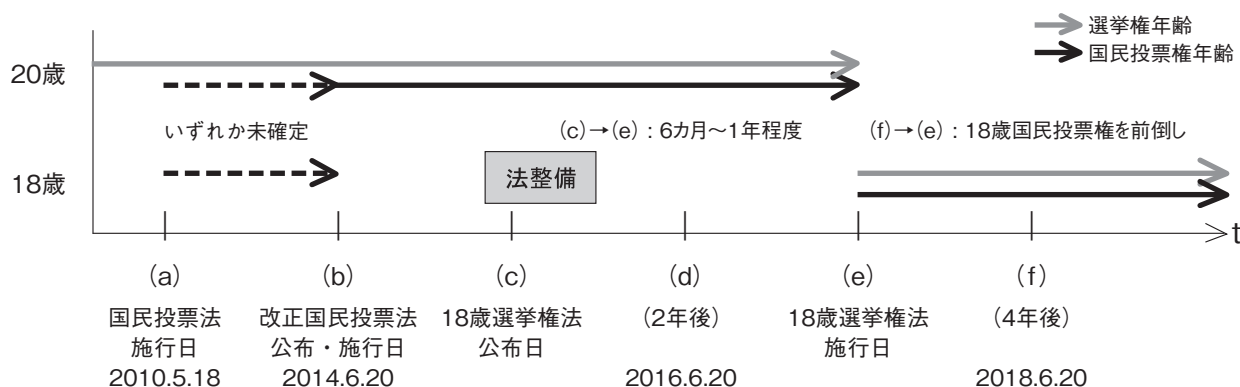
条件が成就せず、結果として国民投票権年齢が解釈上不確定になったことに対する反省を踏まえ、18歳国民投票権は、18歳選挙権、18歳成年などと切り離されて実現する。これらに係る法整備は、「新たな宿題」として仕切り直しとなった。

18歳選挙権を2年以内に実現

18歳選挙権の実現は仕切り直しとなったが、決して立法政策上の優先度が低くなったわけではない。選挙権は、国民投票権とともに参政権に分類されるところ、4年後、18歳国民投票権が自動的に実現するのに対し、20歳選挙権がいつまでも続くことには何ら合理性がない。

改正法は、国民投票権年齢と選挙権年齢との間に不均衡を生じさせないことを考慮し、施行後速やかに、ともに18歳以上に揃える方針を明らかにする。改正法に関し、与野党8党が4月に交わした確認書によると、(1) 改正法の施行後2年以内を目途に、18歳選挙権を実現するための法整備を行うこと、(2) (1)の法整備の結果、改正法施行の4年後までに18歳選挙権が実現する場合には、18歳国民投票権の実現をこのタイ

〈図〉国民投票権年齢と選挙権年齢の推移



*18歳選挙権法とは、選挙権年齢を18歳以上に引き下げるための「改正公職選挙法」を指す。

（筆者作成）

ミングに前倒しすることが合意されている。

18歳選挙権法は、与野党共同の議員立法として予定されている。今回、法案提出者は「法整備に向けて、精力的に議論する」と答弁したが、言うまでもなく、図の(c)をいかに早く実現するかにかかっている。(c)から(e)まで、6カ月から1年程度の周知・準備期間が見込まれることを考慮しつつ、(e)を、2年後の参議院通常選挙に間に合わせることが肝要である。

6月には、与野党8党から成る「選挙権年齢に関するプロジェクトチーム」が発足した。今秋の臨時国会で一定の結論が得られるよう、協議が着実に進むことに期待したい。

民法成年年齢、少年法適用対象年齢の引下げも

改正法は、民法を改正して、18歳成年を実現する方針も明示する。契約の場面など、個人に要求される判断能力は参政権のレベルと同等と解され、立法政策上も基準年齢が一致することが望ましいと理解されている(参政権年齢=成年年齢)。

もっとも、法案提出者は、18歳成年の実現に向けて「最大限の努力を行う」と答弁しつつ、この時期は18歳選挙権の実現よりも後れる“二段階の法整備”を想定する。遅くとも、図の(f)までに18歳成年法を整備し、必要な周知・準備期間を経て施行されるという行程を描いている。

成年年齢は、親権者の同意なく単独で契約ができる年齢、親権に服する年齢の基準となる。これを引き下げるとは、参政権の享有とは違う次元で社会的影響が大きい。必要な周知・準備期間を考慮した場合、18歳成年が実現するまでの時間軸は、18歳選挙権よりも長くなるのである。

また、改正法は明らかにしていないが、図の(e)までに、少年法の適用対象年齢を18歳未満に引き下げる措置(18歳少年法の施行)も不可欠と解される。“権利には責任が伴う”からである。

(e)以降は、18歳以上の者が有権者となる。もし18歳、19歳の者が、国民投票法・公職選挙法に規定する罪を犯した場合に、20歳基準の現

行少年法を適用し、保護処分の対象にとどめれば、刑罰を受ける20歳以上の者とのバランスを失する。選挙特有の論点であるが、公民権の停止、連座制の適用も、保護処分ではなく一定の有罪判決の確定が要件とされている。

(e)までに少年法の改正が間に合わない場合には、18歳、19歳の者が国民投票法・公職選挙法に規定する罪を犯すケースについて、両法の改正により少年法の適用を除外し、成人の刑事事件として扱うアプローチもありうる。いずれにせよ、少年法の改正は避けられないテーマとなる。

強い政治主導で、18歳成人改革の完遂を

公職選挙法、民法など、年齢規定を含む法律は212本に及ぶが(政府調べ。2014年4月時点)、今回の改正法の趣旨に従い、そのすべてが見直し(年齢引下げ)の対象となるわけではない。また、民法上の成年・未成年概念などに連動し、個別の措置を要しない法律も多く存在する。

今後、実際に見直しの対象となり、また、見直しの対象となりうるのは、公職選挙法、民法、少年法のほか、地方自治法、児童福祉法、サッカーくじ法など23本にとどまる(今後の立法動向により、数は変動する)。冒頭述べた「新たな宿題」とは、これら23本の法律について一つひとつ丁寧に検討を加え、必要な法整備を進めていくことに他ならない。このうち、議員立法ではなく、政府立法(閣法)によって措置がなされるべき法律については、政府の取り組みを不断に監視し、対応を督促することが国会の責務である。

18歳成人改革のロードマップは、政府(官僚)任せでは決して前進しない。強い政治主導のもと、今度こそ改革が完遂することを願っている。

なんぶ よしのり 1971年生まれ。京都大学卒。衆議院議員政策担当秘書、慶應大学大学院法学研究科講師を歴任。専門は憲法(国民投票法制)、立法過程論。2005年より国民投票法の起案に関与。同法に関し、衆議院憲法審査会参考人質疑(2014年5月)のほか、過去3回の国会招致に臨んだ。著書に『Q&A解説・憲法改正国民投票法』(現代人文社、2007年)など。

公務員の政治的行為に係る法整備

前総務省自治行政局公務員部公務員課課長補佐 飯田 明子



はじめに

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」）が平成26年6月13日に成立した。この改正法は、平成19年に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年5月18日法律51号。以下「国民投票法」）において宿題とされていた事項（年齢条項の見直し、公務員の政治的行為の制限、国民投票の対象拡大）について一定の整備を図ったものである。

地方公務員については、以下に述べる与野党の協議等を経て、政治的行為の制限の一環としてこれまでその一部が規制されていた賛否の勧誘行為と意見の表明が解禁されることとなった。

本稿では、この間の立法過程を紹介し、今後の運用に当たっての課題を記したい。なお、本稿中意見に係る部分については私見であることをお断りする。

国民投票法制定時の立法過程

改正前の国民投票法附則11条には、公務員の政治的行為の制限に関して「国は、この法律が施行されるまでの間に、公務員が国民投票に際して行う憲法改正に関する賛否の勧誘その他意見の表明が制限されることとならないよう、公務員の政治的行為の制限について定める国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」旨の検討条項が置かれていた。

これは、本誌所収の橋本衆議院法制次長による解説にもあるとおり「公務員といえども主権者

たる国民の一人であり、地位利用を伴うようなものは別として、憲法改正国民投票においては単純な賛否の勧誘行為などは許容すべきではないか——このような考え方のもとに、国民投票期間中の公務員の政治的行為に関しては、どのような行為を許容し、どのような行為はあくまでも公務員の政治的中立性等の観点から禁止したままにしておくべきか、を振り分ける法整備をすべきことを定めた」ものである。

今回の改正前の法制下では、国民投票における勧誘行為等が、国家公務員については人事院規則で限定列挙された政治的行為に直接該当せず、規制がかからないのに対して、地方公務員については、地公法36条2項に「職員は、……公の選挙又は投票において、特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、投票をするように、又はしないように勧誘運動をしてはならない。」とあり、この「公の投票」に国民投票も含まれ、規制がかかってしまうとといった不均衡が存在することも大きな問題として指摘されていた。

改正法に関する立法過程

政権再交代を経て平成25年6月に入り、国民投票法の宿題をどうするかという議論が立法院において浮上し、衆議院憲法審査会において、国民投票法に関する質疑が行われた。公務員の政治的行為の制限にかかる宿題についても議論が行われ、最終的には、公務員は、①国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう）や憲法改正に関する意見表明に限り、これを行うことができるものとする、②ただし、その行為が、公務員に係る他の法令により禁止されている他の政治的行為を伴う場合はこの限りでない、と

された。

この間における主な論点としては、以下のものが挙げられる。

(1) 平成19年の国民投票法制定時にも指摘されていたものではあるが、純粋に憲法改正国民投票に限った勧誘行為や意見表明といったも、はたして政党の支持などの政治的目的をもった勧誘運動等との線引きが本当に可能なのかといった問題意識から、「憲法改正についてある立場を明らかにすることは、即その考えと同じ政党に対する支持、不支持を明らかにすることになるのではないか。憲法改正というのは極めて政治的な問題で、それぞれの政党が立場を明らかにするから、それぞれの政党に対する支持・不支持に即つながるのではないか」(平成25年6月6日衆議院憲法審査会)といった指摘がなされたところである。上記②の規定の解釈を含め、許される行為と制限される行為の線引きが分かりやすくなされることが求められる。

(2) また、平成25年秋頃から、国民投票法制定時にはなかった議論として、与党間で、公務員の政治的行為について純粋な意見表明や勧誘行為を可能としようとするそもそもの考え方に対して、公務員が組織的に勧誘運動や署名運動、示威運動(デモ)等を行った場合の政治的中立性への影響について懸念の声があがることとなった。自公両党の実務者協議での調整を経て、12月には、(a) 国民投票に関する純粋な勧誘行為(国民投票運動)・意見表明を可能とする、ただし、(b) 組織的な勧誘運動、署名運動、示威運動の企画等は禁止する、また、そもそも(c) 裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官については国民投票運動を禁止する、旨の対応方針が確認され、(b) の論点が新たなテーマとして浮上することとなった。

この問題については、その後、与野党間での協議が進められ、「組織により比較的大規模な形で行われることの多い勧誘運動、それから署名運動、示威運動、こういう三つの行為類型において、かつ公務員が企画、主宰及び指導とい

う主導的役割を果たすことについて、これをどのように規定するのか、もう少し緻密な検討が必要ではないか、こういった意見が各党から出され」(平成26年4月17日衆議院憲法審査会)たこともあり、与野党間の実務者合意を経て、上記(a)と(c)は法制化されることとなり、(b)については、改正法附則として今後の検討事項とされることとなった。

今後の課題

こうした立法過程を経て、公務員は、国民投票に関する純粋な賛否の勧誘行為(国民投票運動)や意見表明に限り認められることとなった。この間、平成26年4月3日に自民・公明・民主・維新・みんな・結い・生活・新党改革の8党間での合意書が策定された。

その中で、公務員の政治的行為の制限のあり方については、「改正法施行に当たり、国民投票運動を行う公務員に萎縮の効果を与えることとならないよう、政府に対して、特別の配慮を行うことを求める」ことが記され、改正法の採決に当たっては、衆参両院で同旨の附帯決議が付されている。

前項(1)でも記したように、平成19年の国民投票法制定時においても、今回の平成25年から平成26年にかけての改正法に係る国会審議においても、憲法改正国民投票の際に公務員にはどのような行為が許され、どのような行為が規制されるか、主要な論点として議論されたところである。

したがって、前項(2)に記したように、改正法の附則に検討事項として規定された組織的な勧誘運動等に関する今後の議論にも注視しながら、今後の運用に当たっては、憲法改正国民投票において公務員に具体的にどのような行為が許され、どのような行為が規制されるのか分かりやすく説明していくことが求められると考えている。

いいだ あきこ 平成13年、厚生労働省入省。医薬食品局、保険局、外務省出向等を経て総務省出向。平成26年7月より、埼玉県川口市健康増進部理事。

憲法に関する教育等の充実

主権者としての意識を育むために



文部科学省初等中等教育局教育課程課学校教育官 倉見 昇一

「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」）が成立し、遅くともこの法律の施行の4年後には年齢満18年以上の者が憲法改正国民投票の投票権を有することとなった。また、選挙権年齢についても、改正法施行後速やかに、年齢満18年以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

これにより、高校3年生の中に、憲法改正国民投票の投票権や国政選挙の選挙権を有する生徒が存在することになり、衆議院および参議院の憲法審査会の附帯決議にもあるように、学校教育における憲法に関する教育等の充実を図り、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う必要がある。

文部科学省においては、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律」の成立に伴う学校教育における憲法に関する教育等の充実について」という通知を7月に各都道府県・指定都市教育委員会等宛て発出した。

II 学校教育の現状

学校教育においては、学習指導要領（国が定めた教育課程の基準）に基づき、小学校の段階から、憲法や政治に関する教育を行っている（表1）。

主権者の意識の涵養は、何も憲法や政治に関する教育だけではなく、経済、租税・財政、雇用や労働問題、社会保障、あるいは国際社会の政治や経済についても関わるものであるが、例えば、憲法や政治に限って、中学校の社会科（公民）のある教科書を見ても、約180ページある本文のうち、70ページ余りをその内容に割いている。

一方で、国政選挙における若年層の投票率の低さや政治的無関心が指摘され、日本の中・高校生は諸外国に比べ、社会や政治問題に参加すべきだという意識が低いなどの調査結果もある。

この原因が、学校教育だけにあるのかどうかはわからないが、学習指導要領や教科書から考えると、内容面で不十分というよりも、授業の進め方（展開）にもっと工夫が必要なのではないかと思われる。

II 体験的な学習の充実

社会科や公民科の授業においては、従来から高度で抽象的な内容や細かな事柄が網羅的に扱われ、用語や制度についての解説に陥りがちになっているという指摘があった。しかし大切なことは、なぜそのような制度や仕組みをつくったのか、なぜそのような仕組みがあるのかということであり、制度や仕組みそのものを詳細に

表1 憲法や政治に関する学習指導要領の主な記述

【小学校】社会科〔第6学年〕

- 国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを考えさせる
- 現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えさせる

【中学校】社会科〔公民的分野〕

- 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深めさせる
- 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせる
- 民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる

【高等学校】公民科〔現代社会〕〔政治・経済〕

- 議会制民主主義と権力分立など日本国憲法に定める政治の在り方について国民生活とのかかわりから認識を深めさせる
- 日本国憲法における基本的人権の尊重、国民主権、天皇の地位と役割、国会、内閣、裁判所などの政治機構を概観させる
- 政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる

表2 平成25年度の取組み内容

団体名	実践校名	取組みの概要
北海道教育委員会	北海道清里高等学校	地域との連携による体験活動を通して、地域とのつながりを尊重し、地域の課題解決に積極的に取り組む態度を育成する学習プログラムを開発する。
群馬県教育委員会	群馬県立前橋東高等学校	地域における少子高齢化問題を考察し、それを解決しようとする活動を通して、社会参画の意識を高め、実践する力を育成する学習プログラムを開発する。
埼玉県教育委員会	埼玉県立誠和福祉高等学校	県の事業を活用しながら、地域の高齢者福祉に関する課題解決に向けて考察・活動することを通じて、社会参画する意識を養い、その発展に寄与する態度と実践力を育成する学習プログラムを開発する。
兵庫県教育委員会	兵庫県立兵庫高等学校	現代社会の諸課題に関する学習に係わるフィールドワークや地域の課題解決についての考察・活動を通して、社会の形成に参画し、その発展に寄与する力を育成するための学習プログラムを開発する。
鳥取県教育委員会	鳥取県立米子西高等学校	模擬投票を通じて政策や地域の課題について考察させることにより、政治・経済や地域社会に対する関心を高めるとともに、社会の一員としての自覚をもたせる学習プログラムを開発する。
京都市教育委員会	京都市立伏見工業高等学校	フィールドワークやグループディスカッションを通して、地域の課題解決に向けた考察や活動を行い、地域社会に対する理解を深め、技術・工学と社会の発展を図る実践的な態度を育成する学習プログラムを開発する。
学校法人立命館	立命館宇治高等学校	地域住民へのインタビューや調査活動を踏まえて地域の課題を整理したり、課題解決に係るボランティア活動をしたりすることを通じて、市民的実践力を育成する学習プログラムを開発する。

説明して理解させることではない。単に憲法が規定している内容や政治制度についての理解で終わることなく、その制度を成り立たせている基本的な考え方や意義を理解させたりすることが大切である。

そのためには、具体的な事例を取り上げて関心を高めさせるとともに、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、議論などを行って考えを深めさせたり、自分の意見をまとめさせたりする体験的な学習を取り入れることが重要である。

実際に学校で行われている体験的な学習の例として、ディベートの形式を用いた活動やいわゆる模擬選挙や模擬投票の取組みなどが見られるところである。なお、その際には、様々な資料を適切に収集、選択して児童生徒が多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断することができるよう留意する必要がある。

主権者意識の涵養や社会参画のための実践力をはぐくむ教育の推進

文部科学省では、中・高校生の社会参画意識を高め、主権者として自立するための基礎的な能力や態度を育成する「中・高校生の社会参画に係る実践力育成のための調査研究」事業を平

成25年度から実施している。

この事業は、中学校や高等学校において、地域の関係団体との効果的な連携のもと、地域が抱える具体的な課題を解決することを通して、主体的に地域社会へ関わっていくための体験的・実践的な学習プログラムの開発等を行うものである。

具体的には、例えば、社会科や公民科で学習する政治や選挙に関する教育、租税や社会保障に関する教育などに関連させて、地域コミュニティの活性化の問題や環境保全、あるいは高齢者福祉や子育て支援といった地域が抱える課題に、中・高校生としてできる企画、立案、提言、参加などの活動を行っているものである。

平成25年度の取組み状況は表2のとおりであるが、例えば鳥取県立米子西高等学校では、第23回参議院議員通常選挙を対象に、全学年が事前学習と模擬投票（比例代表の政党名投票）を行っている。

この事業の成果の普及を通じて、主権者意識の涵養や実社会への参画のための実践力の育成が図られることを期待している。

くらみ しょういち 1962年生まれ。文部省初等中等教育局小学校課指導係長、大分県臼杵市教育次長、文部科学省初等中等教育局児童生徒課課長補佐、筑波大学附属久里浜特別支援学校副校長などを経て、2010年から現職。

18歳投票権・選挙権と市民教育の課題

上智大学総合人間科学部教授 田中 治彦



憲法改正の手続を定めた国民投票法改正案が2014年6月に国会で成立した。これにより、4年後には18歳以上が投票権を得ることとなった。公職選挙法の選挙権年齢についても、2年以内に「18歳以上へ引き下げを目指す」ことで8党が合意した。また、法制審議会は2009年に「もし選挙権が18歳に引き下げられるのであれば、民法の成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である」という答申を出している。

4年後の2018年には、現在の中学2年生の生徒たちは国民投票の投票権をもつことになる。それまでに、現在の中学高校教育において、主権者となるための教育は十分なされるのだろうか。

本稿では18歳投票権と選挙権の実現を見据えて、中学高校における公民教育・市民教育のあり方について議論したい。

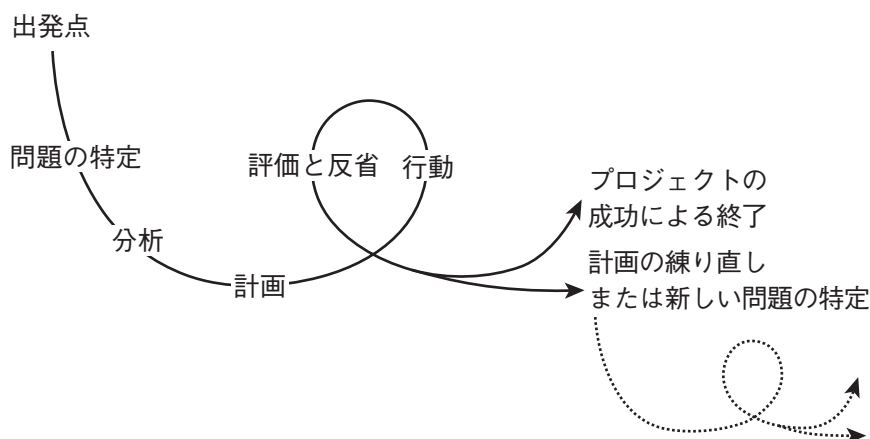
新しい公民教育・市民教育に求められるもの

現在の学校教育においても主権者になるための教育が公民教育として行われている。それは

小学校の社会科に始まり、中学校の社会科（公民的分野）、そして高校の「政治経済」「現代社会」などの科目を中心に教えられている。しかしながら、それらは知識中心であり実践的な力を伴っていない。例えば、三権分立というような民主主義のしくみについての知識はもっていても、身近な生徒会の運営には無関心である、というように、知識と態度が分離している。一方で、東京都の公立高校で行われている「奉仕活動の義務化」のように、奉仕精神の涵養といった態度面が強調されてはいても、福祉や地域問題の現状に関する知識とは隔離されていて、現実の福祉問題を改革するような社会参加にはつながっていない。

新しい公民教育・市民教育はこれらの問題点を克服し、「実践的な市民力」をつけるような学習であるべきであろう。そこでは知識と技能と態度が同時に教えられ、個別具体的な課題にも対応できるような学習が求められる。こうした前提のもとに、今後に期待される市民教育、とくに18歳を目前にした中学高校段階での市民教育について、いくつかの原則を考えてみよう。

図 アクションリサーチのプロセス



*出所：ロジャー・ハート著『子どもの参画』（萌文社、2000年）91ページ

地域や社会の人々と触れ合う 教育活動

第1に、現在の中学、高校教育においては進学の問題、すなわち受験という関門があるために、実際の社会とは切り離された知識中心の教育が行われている。一部キャリア教育では職場体験などが導入されているが、その他にも実際の地域や社会の人々とさまざまな場面で触れることができるような教育活動が求められる。

その一例として、アクション・リサーチがある（図）。実際に地域を回って、さまざまな人と出会い、その中から地域課題を発見し、その解決策を考え提言するような参加型で实际的な学習である。従来の調べ学習と違う点は、その解決策を実際に関係先に提案して、実施を促すことである。これにより、社会参加の力（効力感）と意欲（大人社会との信頼）を高めることができる（ロジャー・ハート著『子どもの参画』）。

アクション・リサーチの応用として、2010年に開発教育カリキュラム研究会が発表した「ESD・開発教育カリキュラム」も参考になる。ここではまず「地域を掘り下げ、人とつながる」。その過程で課題を発見して、地域の人々の話を聞くなかで「歴史とつながる」。さらに、地域の課題と「世界とのつながり」を発見する。例えば、TPPのように地域の地場産業や農業と自由貿易との関係を考えたり、あるいは地域に住む外国人と日本人との共生の問題を扱う。地域課題を分析した上で、最終的にはその解決策を考え、その解決に向けて参加する態度を養うようなカリキュラム・モデルである（『開発教育で実践するESDカリキュラム』学文社、2010年）。

参加体験型の市民教育

第2に、2008年のリーマン・ショックで若者の就職が急に厳しくなったように、現代社会に住む私たちはグローバル化の波に否応なくさらされている。世界の経済や地球温暖化のようなグローバルな課題が自分たちとどのように関係しているのか、を把握できるような教育もまた必要である。参加型の学習としてESD

（持続可能な開発のための教育）、グローバル教育、開発教育といった実践のなかに多くのヒントがある。

そのための優れた教材が開発教育の分野ですでに製作されてきた。例えば『市民学習実践ハンドブック』（開発教育協会、2009年）には30の参加型学習の事例が挙げられている。その中には、「学校模擬投票」や「まちづくりワークショップ」などの授業実践が紹介されている。また、世界の貧富の格差や文化の多様性を理解するための『ワークショップ版・世界がもし100人の村だったら』（同、2003年）や国際協力を考え直すための『「援助」する前に考えよう』（同、2006年）などの参加体験型の教材が発行されている。ロールプレイ、シミュレーションなどの参加型の手法を使用して市民的实践力を身につけさせる教材である。

第3に、中学高校の時代は、子どもから大人へと移行し、自分の将来について考える時期である。自分の近未来を見据えながら、自己の生き方を考えられるような教育が必要である。それは職業選択のみでなく、現実社会と未来展望のなかで自分の価値観をより明確にし、社会参加を促すような教育が求められる。教材としては、筆者らが関わった『若者と学ぶESD・市民教育－グローバル社会に生きる私たち』（開発教育協会、2014年）がある。ここでは、まず「現在の自分」と「過去の自分」を図示し、確認する。その上で、モノ・ひとなどを介した世界とのつながりを理解し、多文化社会や持続可能な社会に生きる自分を追求する。

これからの主権者を育成する教育には、政治的知識を増やすだけの狭い公民教育ではなく、グローバルな視野をもった参加体験型の市民教育が求められるのである。

たなか はるひこ 1953年生まれ。岡山大学、立教大学を経て、2010年より現職。（特活）開発教育協会理事、（特活）シャプラニール＝市民による海外協力の会評議員。専門は社会教育と開発教育。著書に、『国際協力と開発教育』（明石書店、2008年）、『若者の居場所と参加』（共編著、東洋館出版社、2012年）など。

好評実施中！選管職員による選挙出前講座

①小学校

・東京都小平市選管は、7月11日に小平第十二小学校の6年生65名を対象に『「投票」で決めよう！「笑顔あふれる十二小」選挙』と題した出前授業(模擬投票授業)を、近隣5市の選管職員(東村山、東大和、清瀬、東久留米、国分寺)とともに実施しました。

平成24年度に小平市選管が多摩地域で初めて小学校での出前授業を実施し、以来、中学校も含めて、学校側から提供される時間に応じて内容を変えて実施してきました。これらのノウハウを近隣5市の選管と共有し、今後、それぞれの団体において出前授業が実施できることを目的としたものです。

出前授業は「選挙ってなに」という選挙についての簡単な説明からはじまり、続いて近隣選管職員が候補者に扮した「候補者演説会」を行いました。



児童は事前に配布された選挙公報を読み、候補者演説会での各候補者の主張を聞いて、投票する候補者を決めました。

投票後の開票作業中もめいすいくんについての説明や、「選挙博士」による選挙に関する質問コーナーを設けるなど、提供された2時限をフルに利用しました。

・東京都江東区選管は、6月23日に大島南央小学校の5-6年生を対象に「マンガ学級文庫選挙」を、6月27日に第四大島小学校の6年生を対象に「デザート選挙」を、7月8日に辰巳小学校の6年生を対象に「ホーンテッドスクール選挙」をそれぞれタ

イトルに模擬投票を実施しました。また、神奈川県横須賀市選管は、7月14日に武山小学校の6年生を対象に、選挙啓発出前授業『選挙なるほど教室』と題し、横須賀市のキャラクター4体を候補者とした模擬投票を実施しました。

②中学校

東京都江東区選管は、7月1日に亀戸中学校で「衆議院議員選挙(小選挙区)」を、7月4日に深川第七中学校で「最後の思い出 卒業遠足選挙」を、7月17日に深川第六中学校で「第七回深六区議会議員選挙」をそれぞれタイトルに模擬投票を実施しました。いずれも3年生を対象としました。

③高校

川崎市選管は6月23日、市立商業高校で政治経済選択コースの16名の生徒に、「ハイスクール出前講座」を実施しました。

講座は6月13日に成立した改正国民投票法を中心に、憲法改正の際の国民投票の投票権年齢が4年後には高校生も含



まれる18歳以上とされたこと、また、これに関連して選挙権年齢の引き下げが検討されていることなど、若年層を取り巻く社会環境が変わりつつあることを説明しました。

この出前講座は、川崎市の住民投票条例の投票権年齢が18歳以上になったことなどを機に、平成19年度から実施しています。市立商業高校は昨年度も実施し、先生や生徒から好評であったことから、本年度も依頼を受け、実施することとなりました。

④大学

・鳥取県選管は7月15日、鳥取大学地域学部の「選挙学」を履習している49名を対象に、選挙管理委員会制度の概要や県選管が行う事務についての講義を実施しました。鳥取県明推協委員である同大教授の授業を借りて行うこの講義は、平成22年度以来、2回目となります。

講義は「選挙管理機関について」と題し、選挙管理委員会の通常の業務内容や、昨年の参院選の事務日程表を基に選挙期間中の事柄を時系列に解説したほか、国政・地方選挙の投票率の推移、明るい選挙推進運動を中心とした選挙啓発についてスライドを使って説明しました。

受講生は普段と違う講義内容だったためか、90分間、熱心に聞き入っていました。

・福岡市選管は7月12日、九州産業大学で「地方行政論」等を履修している学生を対象に、選挙に



関する講義と「旅行プランを選択する」模擬投票を実施しました。3つの旅行プランは福岡市の明るい選挙

推進グループ「CECEUF」が考え、録音しました。

ランチタイムの話題は社会問題

「若者と社会をつなぐ」をコンセプトに山梨県内で活動している学生グループ「Create Future (クリエイトフューチャー)山梨」は、毎週水曜日に山梨大学の学食で「昼飯Yahoo! ニュース」と称し、スマホでヤフーニュースなどを見ながら、話題となっている社会問題等について話し合っています。

学生が気軽に社会のことについて話す場があるべき、という思いから始めた企画です。参加者の募集は主にFacebookでの告知と口コミです。当初は参加者数も少なく、同じ人の参加が目立ちましたが、回を重ねるごとに新規の参加者も増え、最近では20名ほどが参加するようになりました。



また山梨県立大学でも開催するようになり、少しずつではありますが拡がり始めています。

代表の齋藤

さんは『今後は「昼飯Yahoo! ニュース」から派生させて、「出張Yahoo! ニュース」「居酒屋Yahoo! ニュース」など「気軽に」社会について話せる場を創っていけたら』と話します。

めいすいくんのキャラ弁登場!!

8月10日投票の長野県知事選に際し、県内の中野市選管職員の方が、話題づくりの一環として「めいすいくんのキャラ弁*」を作り、市選管フェイスブックに掲載しました。

写真のめいすいくんは、ゆで卵を細かく砕いてご飯とまぜたものをラップにくるみ、手やスプーンを使って整えました。おなかの白い部分はゆで卵の白身で、「せんきょ」の文字や目、鼻、口、頭の2本線は海苔をはさみで切って作りました。おかずも



含め、1時間程度で完成したキャラ弁ですが、海苔を切る作業が最も手間取ったそうです。

不祥事、相次ぐ

議場で女性を蔑視したようなヤジ、政務活動費の不正利用疑惑、旅客機内での客室乗務員への暴言など議員としての品位・品格が問われるような報道が続けざまにありました。また、本年1月に行われた青森県平川市長選では、落選した前市長の後援者が現職市議に票の取りまとめを依頼し、その見返りに現金を渡したとして、20人の市議のうち15人(7月16日現在)が、公職選挙法違反容疑で逮捕されるという信じられない不祥事が起きました。

「明るい選挙」を標榜し地域で活動している明推協関係者としては、まことに残念なことです。これら一連の報道を、自分たちのまちの政治を注視する契機と捉え、来年4月に予定されている統一地方選挙に向けて、どういうまちにしたいのか、そのためにはどういう人が議員としてふさわしいのか、有権者の一人ひとりが真剣に考えてみる必要があるでしょう。

*「キャラ弁」とは、漫画やアニメなどのキャラクターに似せたものをお弁当の中身としたもの。



ルーツとしての政治学習

一橋大学大学院社会学研究科准教授 太田 美幸

大人の学びの場「学習サークル」

スウェーデンは、成人の学習参加率が高いことで知られている。大学への社会人入学、高等学校以前のレベルの教育を受けられる公立成人学校、職業訓練機関など、数多くの学習の場があるが、もっとも多く参加者を集めているのは「学習サークル」だ。

学習サークルを運営しているのは「学習協会」と呼ばれる組織である。現在、国から補助金を受けて活動している公認学習協会は10団体あり、2012年度は約28万のサークルが開講され、延べ175万人が参加した。1人が複数のサークルに参加することもよくあるため、実際に参加している人の数はもっと少ないはずだが、成人全体の75%が学習サークルへの参加経験をもつという調査結果もあり、学習サークルが身近で日常的な学習の場としてスウェーデン社会に根づいていることは間違いない。

学習サークルの活動内容は多彩で、実務に役立つものから趣味・娯楽的なものまで幅広い。参加希望者は、まず学習協会の窓口連絡し、自分がどのような活動を希望しているかを伝え、学習協会が作成している待機者リストに自分の情報を登録してもらう。同様の希望をもつ人が複数名集まると、学習協会が各人に連絡を

2012年に公認学習協会が開講された学習サークルのテーマ内訳 (Fakta om folkbildning 2013)

テーマ	割合(%)
芸術・音楽・メディア	61.0
語学・歴史等	14.7
社会科学	5.9
料理、旅行等	4.5
ガーデニング、釣り等	3.3
コンピュータ	2.1
ビジネス	1.5
健康、医療	1.2
ソーシャルワーク	1.1
技術	0.9
サークルリーダー研修	0.6
その他	3.2

取り、サークルが開講されることになる。希望に合うサークルがすでに開講されている場合は、それに途中参加することもある。各戸に無料配布されるカタログを見て参加する人もいる。

もちろん、希望

者が自らサークルを企画することもできる。学習サークルをつくりたい場合は、仲間を集め、活動計画を立てて最寄りの学習協会に申し込めばよい。申し込みを受けた学習協会は、必要に応じて教室や講師を提供する。各サークルがメンバー数や総学習時間などの条件を満たしていれば、学習協会が負担する経費に対して国から補助金が支給されることになっているので、参加者が負担する費用は少額ですむ。2013年には、総額約16億7000万クローナ（約250億円）の補助金が学習協会に支給された。

スウェーデンには、学習サークルこそがこの国の民主主義を支えている、という認識がある。1969年には、当時の首相パルメが「スウェーデン社会は学習サークル・デモクラシーをその基礎に置いている」と発言したことがあるほどだ。こうした認識は、かつて学習サークルが政治団体や社会運動団体の活動の一部であったという歴史と深くかかわっている。

はじまりは禁酒のための読書会

学習サークル活動の原型は、19世紀から20世紀への変わり目に、禁酒運動のなかでつくられた。19世紀のスウェーデンでは、農業不況、都市労働者の急増、貧困や治安の悪化といった状況の中で、日々の苦しさを紛らわせるために多くの人が過度の飲酒に依存していた。飲酒問題の解決のために酒類の自家醸造が規制され、販売・流通システムの統制も図られたが、それが支配層による酒類販売の利権独占を生み、階級対立の火種の1つになっていた。

農民や労働者の生活を守るために教会関係者らが開始した禁酒運動は、19世紀後半には全国規模で組織化され、各地に設置された支部では、人々に飲酒の弊害と禁酒の効用を説く啓発活動が展開された。冊子の配布、講演会、小集団での議論などがおこなわれていたが、少人数のグループで読書にもとづく議論をおこなうと

いうスタイルがやがて主流になった。このスタイルを導入したのは、禁酒運動の熱心な活動家であり、のちに政治家となったオスカル・ウールソン（1877～1950）で、彼は「学習サークルの父」と呼ばれている。

ウールソンの考案した学習サークルは、いわゆる「読書会」形式である。まずは参加者が日常生活に即した関心からテーマを選び、図書館で適切な本を借りて読む。飲酒の問題は日常の様々な課題と結びついているため、学習サークルで取り上げるテーマは飲酒問題に限らない。読んだ本の内容についてグループで議論して理解を深め、それを自分たちの生活にどう活かしていくかを考える。読書によって知識を広げ、それを他の参加者と共有して問題解決に向けた行動につなげていくのだ。

こうした学習サークルの活動には、図書館が不可欠である。ウールソンは図書館政策に積極的に関与し、禁酒団体など民間の組織が設置する図書館への国からの財政支援を実現させた。これを契機に、禁酒運動以外の団体も図書館と学習サークルを活動の中に組み入れるようになり、20世紀前半には、労働組合、政治団体、宗教団体の多くが、学習サークルを柱とする成人教育活動を相次いで開始したのである。

政治団体と学習サークル

冒頭で述べたとおり、現在、国から補助金を受けて活動している公認学習協会は10団体あるが、そのうち3つは宗教団体によって設立されたものである。政治団体を母体とするものも3つあり、最も古い学習協会である労働者教育連盟（ABF）は、社会民主労働者党、労働組合全国組織、生活協同組合などが1912年に共同で設立した。保守派の穏健党は学習協会市民学校（Mbsk）を支援しており、穏健党とともに現政権を担っている中央党と国民党は、学習協会成人学校（SV）に関与している。

いずれの学習協会も、各団体のメンバー育成やリーダー養成のために設立されたもので、当初は労働問題、立法過程、地方自治、政党政治などをテーマとする学習サークルが多く開講されていた。学習サークルで政治の知識を身につ



ABF地方支部の外観（カーリクス市）：社会民主労働者党、労働組合中央組織の支部と建物を共有。1階にはオフィスとサークル室、2階にはサークル室、コンピュータ室等、地下には音楽やダンス等のためのスタジオがある（筆者撮影）

けた若者が、政治家となって活躍することも少なくなかったという。

だが20世紀半ばを過ぎると、こうした政治学習をおこなうサークルの割合は徐々に減っていった。その主な要因は、1947年に学習サークルの活動に対する国庫補助金の支給が開始されたことにある。補助金を受給しようとする学習協会には、特定の団体のメンバーのためだけでなく、広く一般の人々に向けた学習サークルも開講することが求められた。そのため学習協会は、母体である政治団体や宗教団体などから独立し、多様な層の人々にサークルを提供するようになっていった。

現在では、音楽や手工芸、語学など文化系のサークルが圧倒的に多く、政治学習をおこなうサークルはごくわずかである。にもかかわらず、いまでも「学習サークル・デモクラシー」は説得力をもって語られている。今回はこの点について見ていくことにしたい。第3回（最終回）では、現代の学習サークルが政治や社会運動とどのようなつながりをもっているのかを、具体例をまじえて紹介する。

おおた みゆき 1974年生まれ。立教大学准教授などを経て2013年から現職。博士（社会学）。専門は成人教育、ノンフォーマル教育、学習社会論。著書に『生涯学習社会のポリティクス・スウェーデン成人教育の歴史と構造』（新評論、2011年）、編著に『ノンフォーマル教育の可能性—リアルな生活に根ざす教育へ』（新評論、2013年）など。

小中高一貫有権者教育プログラムの開発研究

第1回

プロジェクトの目指すもの

岡山大学大学院教育学研究科教授 桑原 敏典



これから、4回にわたって、われわれが2011年度から3年間取り組んだ、有権者教育プログラム開発のための共同研究プロジェクトについて報告したい。この研究は、平成23年度から3年間、科学研究費補助金基盤研究（B）の支援を受けて取り組んだものである。正式な課題名は、「社会系教科における発達段階をふまえた小中高一貫有権者教育プログラムの開発研究」である。

研究代表者を私がつとめ、次の9名の研究分担者とともに取り組んだ（所属は現在）。

工藤 文三（帝塚山学院大学）、棚橋 健治（広島大学）、谷田部 玲生（桐蔭横浜大学）、小山 茂喜（信州大学）、吉村 功太郎（宮崎大学）、永田 忠道（広島大学）、鴛原 進（愛媛大学）、橋本 康弘（福井大学）、渡部 竜也（東京学芸大学）

プロジェクト立案の背景

本プロジェクトを立案するに至った背景として、わが国の社会や学校を取り巻く次のような状況を挙げることができる。

- ①態度や行動に結びつかない教育プログラム
- ②政治教育の一貫性の欠如
- ③子どもの発達段階への配慮の不足
- ④時代・社会の要請

①は、子どもたちは制度や憲法に関する基礎的知識は習得しているが、それが現実の社会問題について考えたり判断したりすることにつながっていないということである。私が教えている大学生も、日本国憲法の基本原則やその中で規定されている権利の名前はよく理解できている。しかし、例えば、憲法改正に対する考えを聞かれても、自分の考えを述べることができる学生はほとんどいない。知識は持っていても、それを使って自分の考えを作ること、まして、それを態度や行動に結びつけることができない

のである。

②は、小学校から高等学校までの政治に関する教育の内容の問題である。わが国の子どもが政治について最初に本格的に学ぶのは、小学校6学年である。中学校では3学年の公民的分野で、高等学校では公民科の「現代社会」「政治・経済」で学ぶ。このようなカリキュラムの状況をふまえると、次のような課題を指摘できるだろう。1) 政治に関する学習のスタートが、小学校の最終学年の後半であり非常に遅いこと。2) 小学校6年の次は中学校3年というように、政治学習の配置が断続的であること。3) 憲法や国会等を繰り返し徐々に詳しく学ぶだけで、内容に一貫性がないこと。政治教育を小学校から高等学校まで一貫した原理に基づいて行うことは、わが国の有権者教育改善には欠かせない課題である。

③は、児童・生徒の精神の成長の理論や発達段階の理論をふまえた政治教育のあり方の検討が不十分であったことである。政治教育のスタートが非常に遅いということの背景には、子どもは抽象的な思考が苦手、身近な事象にしか関心を持たないという固定した見方があるように思われる。そのため、国の制度や仕組みが中心となる政治の学習は、小学校段階では避けられてきた。しかし、米国では、幼児期から子どもは様々な政治に関する概念を理解しており、子どもなりに個人や社会の問題について判断をしているという研究が報告されている。そして、それに基づく教育プログラムが開発されている。わが国においても、子どもの政治的な事象に対する理解に関する従来の見方を見直し、より早い段階からの政治教育の可能性を探ることが必要である。

④は、以上のような問題状況をふまえ、学習指導要領において、知識や技能の習得だけではなく活用や探究が重視されるようになってきた

ということである。政治に関する概念とその意味を理解しているだけではなく、それらを活用し、社会で起きている問題の原因や理由について思考し、解決の方法を判断させるような学習が求められているのである。そのうえで、政治について自分なりの考えを持ち、社会の一員としての自覚をもって社会の形成に積極的に関与し、有能な市民としての役割を果たしていくことが期待されている。確かに、これまでに様々な政治教育プログラムが開発されてきている。しかし、それらは、必ずしも効果をあげているとは言えない。上記の社会的要請に応えうる教育プログラムの開発が、わが国の政治教育にとって大きな課題なのである。

■ 達成すべき目標

以上のような学術的背景をふまえて、本プロジェクトでは、研究期間内に達成すべき目標として具体的に下記の3点を掲げた。

- ・政治認識調査：有為な有権者育成のための、児童・生徒の発達段階に関わる理論の抽出とそれに基づく政治教育の原理の創出。
- ・カリキュラム作成：上記の発達段階をふまえた小学校から高等学校までの有権者教育のカリキュラム・フレームワークの構築。
- ・プログラム作成：小中高それぞれの学校段階において実践可能な有権者教育プログラムの作成。

政治認識調査は、従来の子どもの政治意識に関する研究の成果をふまえて、児童または生徒を対象とする政治意識に関する調査を実施し、わが国の児童・生徒の政治に対する認識の特徴を明らかにすることである。研究の背景の部分でも述べたが、わが国の政治教育は、子どもの認識は身近で具体的なものでなければならないという思い込みにも近い信念に基づいて取り組まれてきた。本研究では、実証的なデータに基づいてこの信念を見直し、これまでよりも早い段階から始まる系統的な政治教育のあり方を提案することを目指した。

カリキュラム作成については、有権者教育について先進的な取り組みを行っている諸外国のカリキュラムや教材を参考にし、上記の認識調

査の結果を反映させながら、1～12学年までを一貫する原理に基づくカリキュラム・フレームワークの提案を目指した。特に米国の政治教育に注目し、米国のワシントン大学のウォルター・パーカー博士やラトガース大学のベス・ルーベン博士からは政治教育に関して貴重なご助言をいただいた。

プログラム作成では、いくつかの政治に関する概念を抽出し、作成したカリキュラム・フレームワークにそって小、中、高等学校の各段階のプログラムを作成することを目指した。本プロジェクトの遂行にあたっては、明るい選挙推進協会から多大な支援をいただいた。特に、開発したプログラムの実践にあたっては、その機会や場所の提供について便宜を図っていただいた。大学の研究者と財団のスタッフの協力が、本プロジェクトの一つの特徴と言っていだろう。

＊

このプロジェクトを遂行するにあたって、当初からわれわれの心にひっかかっていたことがある。それは、「投票率を上げさえすれば、すべての問題が解決するのか？」ということである。当初は、有権者教育のゴールを「若者の投票率の改善」においていた。しかし、プロジェクトを遂行するにつれて、それだけでは問題は解決しえないこと、また、投票率の改善が必ずしも良い政治につながるものではないことが分かってきた。そして、われわれの関心は、投票率の問題から、一人ひとりの有権者の資質や、選挙を含む政治のシステムの改善にむかっていった。

このような経緯についてもふれながら、政治認識調査、構築したカリキュラム・フレームワーク、開発した教育プログラムとその実践について次回以降、報告していく。

くわばら としのり 1967年生まれ。広島大学大学院教育学研究科博士課程前期修了後、岡山大学大学院准教授などを経て2013年から現職。博士（教育学）。専門は社会科教育学など。著書に『中等公民的教科目内容編成の研究－社会科公民の理論と方法』（風間書房、2004年）、『社会科の指導計画作成と授業づくり』（明治図書出版、2009年）など

民主政治と政治参加

～選挙のしくみを理解し模擬選挙を通して
政治に参加する意義を考えよう～

埼玉大学教育学部附属中学校教諭 二瓶 剛



実践の概要について

埼玉大学教育学部附属中学校社会科部では、「他者との関わりを通して思考を再構築する社会科学学習」を研究主題として、今回、公民的分野において、模擬選挙を通して政治に参加することの意義について考える学習に取り組んだ。

議会制民主主義について、実際に選挙の仕組みを調査したり、模擬選挙や政策討論会などの体験的な活動を行ったりすることによって、理解を深めさせるとともに、主権者として政治に参加することの意義についても押さえていくことができると考えた。また、民主政治を推進するためには公正な世論の形成や国民の政治参加が必要であり、そこから選挙の意義について考えさせ、最終的には社会に参画することの大切さや重要性に気づかせることができると考えた。

具体的内容としては、生徒たちに、福祉・地域振興のいずれかに重点を置く政党を結成させ（2つの選挙区に分ける）、それぞれに政策および政権公約を作成させた。模擬選挙に向けての選挙公報・政党ポスター作成、演説会原稿作成、政策討論会での質疑応答への準備等も各党で取組ませた。7時間目では、実際に立会演説会、政策討論会を開いた後に投票を行った。

模擬選挙を行うだけでなく、選挙結果を受けて自分たちの投票行動を振り返った。また、政治学の専門家（埼玉大学社会調査研究センター

長・松本正生教授）を外部講師として招聘し、活動の評価や選挙についての様々な示唆をいただいた。

模擬選挙の様子

下記が本実践の単元計画である。単元の最初からの流れを説明すると、まず、民主主義や選挙制度の理解を押さえていった。また、選挙制度についての理解を深めさせるとともに、課題についても捉えさせる授業を行った。

それらの基礎的基本的な知識を押さえた上で、選挙公報・選挙ポスターの作成など模擬選挙に関わる学習に取り組んでいった。7時間目は、その成果を立会演説会、政策討論会という形で表現する場である。生徒には選挙数日前に選挙公報を配布し、ポスターも同時期に掲示し十分に考える時間を与えた。

当日は教室より広いロッカースペースを会場とし、初めにA選挙区に当たる3つの党が、次いでB選挙区に当たる3つの党が立会演説を行った。どの党もPCのプレゼンター



選挙ポスター

時間目	学習活動・[]内は評価の観点
1	市長になって企業の跡地利用を考え、政治への興味関心を高める。【関心・意欲・態度】
2	民主主義について理解し、政党の役割についても考える。【思考・判断・表現・知識】
3	日本の選挙制度の特色と、課題について調べる。【技能・知識】
4	模擬選挙①政党の結党、政策の立案を行う。【関心・意欲・態度・思考・判断・表現】
5	模擬選挙②政策を立案し、政権公約を作成する。【思考・判断・表現・技能】
6	模擬選挙③政策を調整し、選挙に向けての対策を考える。【思考・判断・表現・技能】
7	模擬選挙④選挙を通して政治に参加する意義を考える。【思考・判断・表現・技能】
8	模擬選挙⑤選挙結果を受けて、投票行動を振り返る。【関心・意欲・態度・思考・判断・表現】



各政党による政策討論会

ションソフトを活用し、有権者たる他の選挙区の生徒へ自分たちの政策と政権公

約を述べることができた。

立会演説会の内容の一部を紹介すると、例えばA選挙区では福祉政策を選挙の争点とさせていたので、「福祉施設の建設」「人材の育成支援」「老人ホームと保育園の合体」「失業者に福祉介護の仕事を」などの政策を発表していた。また、B選挙区では地域振興が選挙争点なので、「テルマエサイタマ・BathへはBusで大型銭湯に行こう」や「山間部にアウトレットや森林公園をつくり観光名所に」などの政策を発表していた。

後半の政策討論会では、各選挙区三党の政策を闘わせる場として設け、それぞれの党がそれぞれの党に質問したり、追及したりする場面が見られた。フロアにいる有権者も、各党に対して不明な点やもっと聞いてみたい点など質問を投げかけることができた。例えば、「具体的な予算が示されていない、募金を財源として考えてよいのか」「老人と子供を一緒に施設に入れることで安全性は保てるのか」「駅の近くに保育園を建てることは予算上可能なのか」などの質問が出された。それらの質問に対し、うまく筋道を立てて答える生徒もいれば、想定外の質問だったのか、うまく答えを返せない生徒も見られた。

2つの活動を終え、いよいよ投票である。本物の投票箱をさいたま市選挙管理委員会からお借りし、選挙区ごとに投票行動を行った。

◆模擬選挙の振り返り

模擬選挙の振り返りは、単元最終時の8時間目に行った。最初に選挙管理委員会より、投票結果を発表させ、その結果を受けて今回の選挙はどのようなものだったのかを各個人に振り返らせた。試みとして、授業前に自分が投票したいと思った党を事前にワークシートに記入させており、投票後自分が投票した党と比較検討できるようにさせた。

ちなみに、学級の約35%の生徒が授業前に投票したいと思った政党と実際に投票した政党が異なった。投票

先を変更した生徒は、主な理由として「選挙公報やポスターでは分からないことが、立会演説会や、政策討論会でよく分かったから」や「党首の立ち振る舞いの違い」を挙げている。投票先を変更しなかった生徒の主な理由にも「立ち振る舞いがしっかりしていた」や「政策がよく分かった」が挙がっており、立会演説会や政策討論会で、各党の選挙に対しての姿勢を見てさらに確信したということが分かる。

これらの学習活動後、松本正生教授による指導助言をいただいたが、教授は「立会演説会も政策討論会も、ああすればよかったと後悔していることもあるでしょう。その思いを持ち続けてほしい。そのような気持ちを持ってくれた人ほど、この授業の意味があるのだと思います。この悔しさを引っ張り続けてほしい」などと話された。これらの活動を受けて、最後に政治に参加する意義について考えさせる活動を行った。

◆おわりに

模擬選挙を行ったすべての生徒に模擬選挙を終えての感想を書かせた。実践の成果として、生徒が選挙を身近に感じる事ができたこと、票を集める側・票を入れる側、両方の立場に立って学ぶことの大切さに気づくことができた生徒が多かったこと、そして、「国民のみんなが政治に参加することで、今の日本を良くすることに気づくことができたこと」は、政治に参加する意義を考えさせるという上での最大の成果であったと言える。

にへい つよし 1977年生まれ。埼玉大学教育学部卒業後、埼玉県公立小学校・中学校を経て、埼玉県長期研修教員等研修派遣において埼玉大学教育学部、埼玉県立文書館にて研修後、2011年より現職。



生徒の投票風景

インターネット選挙運動解禁に関する調査

明るい選挙推進協会は、第23回参院選以降に行われた知事選挙、政令指定都市市長選挙を対象に、有権者のインターネット選挙運動への接触状況等を調査・分析し、調査報告書としてまとめました。ここでは主な調査結果についてご紹介します。なお、本調査は、総合評価方式による入札の結果、総務省から請け負い実施したものです。

調査設計

1 調査方法・調査対象選挙

(1) インターネットモニター調査法（モバイルユーザーを対象（一部PCユーザー））により、以下の2つの調査を実施した。

①調査実施時期（平成26年1月）から遡り有権者の選挙への記憶が出来るだけ残っている地域を優先するとともに、地域的な偏りが生じないよう、2知事選挙（宮城県・広島県）、3政令指定都市市長選挙（川崎市、堺市、神戸市）を調査対象とした（以下「5団体モニター調査」）。

②平成26年2月9日に東京都知事選挙が実施されたので、5団体モニター調査と同様の調査を追加して行った（以下「都知事選モニター調査」）。

(2) 郵送調査法

5団体モニター調査の対象地域の中から川崎

市のみを対象に、選挙人名簿から標本を抽出した郵送調査を併せて実施し、インターネットモニター調査との関連を調べた（以下「川崎郵送調査」）。

2 標本数

①インターネットモニター調査

・宮城県（603）・広島県（712）、川崎市（257）・堺市（150）・神戸市（278）、合計2000
・東京都知事選挙 2000

②郵送調査

川崎市 750（有効回収数 412）

3 調査実施時期

①5団体モニター調査

平成26年1月20日～24日

（川崎郵送調査は1月17日～2月21日）

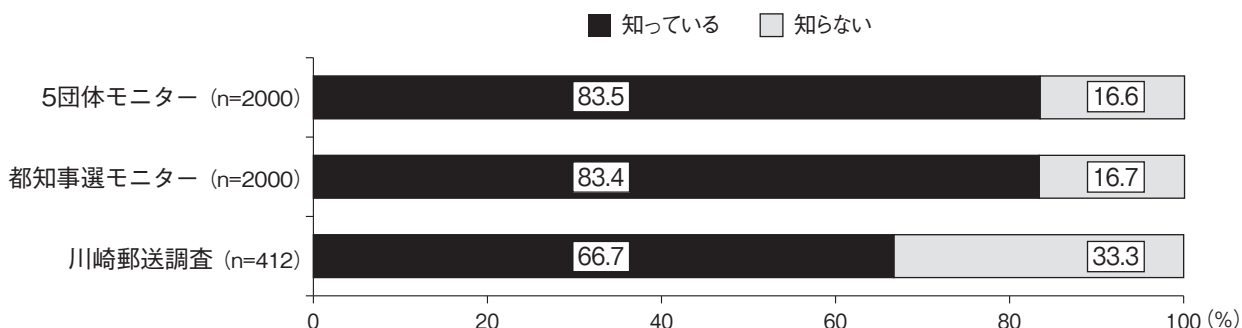
②都知事選モニター調査

平成26年2月14日～17日

主な調査結果

1 インターネット選挙運動の認知度

「あなたは昨年7月の参院選からインターネットを使用した選挙運動が解禁されたことをご存知ですか。」



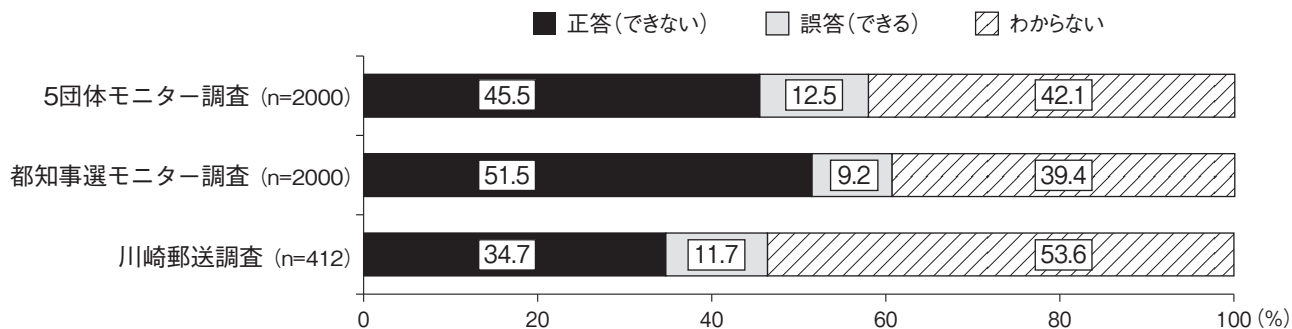
この設問に、5団体モニター調査では83.5%が「知っている」、16.6%が「知らない」と答えた。都知事選モニター調査もほぼ同じである。

川崎市のみで実施した川崎郵送調査では、「知っている」が66.7%、「知らない」が33.3%と、かなり異なっている。川崎郵送調査は「インターネットを利用しない人（22.6%）」まで調査対象にしていることから生ずる違いだと考えられる。

2 インターネット選挙運動の理解度

インターネット選挙運動の個々の事例に対する理解度を調べるため、7つの事例を示し、候補者以外の方ができるか、できないかを尋ねた。ここでは2事例に対する回答を紹介する。

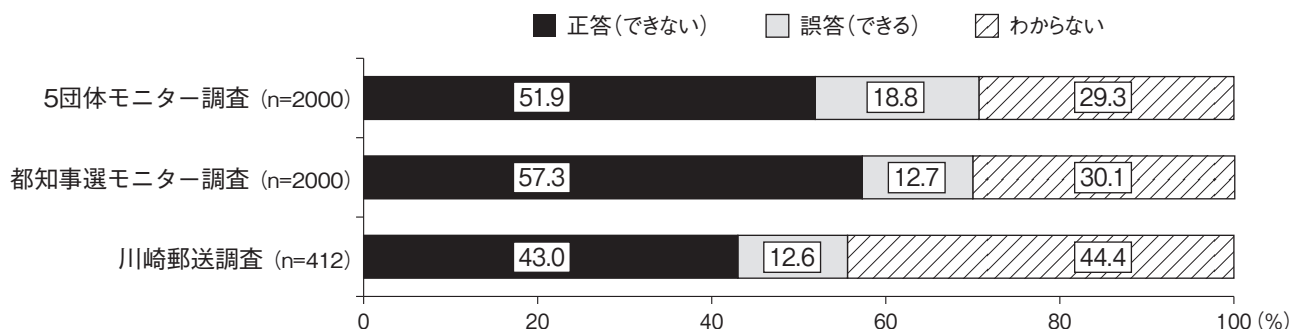
(1) メールにより特定の候補者へ投票するよう呼びかけること



この設問の正答は「できない」で、5団体モニター調査の正答率は45.5%、都知事選モニター調査が51.5%で、5団体モニター調査の方が若干低いものの、半数近い人が正解している。

川崎郵送調査の正答率は34.7%で、両モニター調査と比べてかなり低い。

(2) インターネットを利用して投票すること



この設問の正答は、候補者であろうとなかろうと「できない」である。5団体モニター調査の正答率は51.9%で7つの設問中2番目に高く、都知事選モニター調査の正答率は57.3%で、7問中最も高かった。

川崎郵送調査の正答率は、7問中2番目に高かったが、43.0%と両モニター調査との差が大きい。

3 インターネット上の選挙情報への年代別接触度

「あなたは〇〇選挙の時（当該選挙および参院選）、インターネットをどのように利用しましたか。」（複数回答）

次頁の表は、5団体モニター調査の結果をまとめたものである。

選択肢の中の①～④はインターネット選挙運動解禁に伴って可能となったものであるが、これらを選択した人の割合はいずれも少なく、①～④をあわせても、地方選では全世代で10.7%、参院選では全世代で12.2%である。参院選の方が若干高く出ているものの、大きな違いは見られない。年代別では、地方選、参院選ともに、20～30歳代が若干多く、60歳以上が若干少ないが、大きな違いはない。年代別の差が小さいのは、モニター調査が、インターネットと親和性の高い有権者を対象にしているからだと思われる。

⑤～⑦を含め、何らかの形でインターネットを利用して選挙情報に接触した割合の累計は、地方選が全世代で33.8%、参院選が36.1%である。ここでも参院選の方が若干高く出ているが、大きな違いは見られない。年代別では、地方選、参院選ともに、20～30歳代が若干多く、60歳以上との間には10ポイントほ

インターネット選挙情報への接触度－5団体モニター調査－

(%)

		全体 (n=2000)		20～30歳代 (n=651)		40～50歳代 (n=633)		60歳以上 (n=716)	
		地方選	参院選	地方選	参院選	地方選	参院選	地方選	参院選
インターネット選挙運動	①候補者や政党のHP・ブログ・SNSを見た	8.7	10.4	9.5	10.9	9.6	10.7	7.0	9.6
	②候補者や政党からメールを受け取った	0.6	0.8	0.8	1.1	0.2	0.3	0.7	1.0
	③自分自身が特定の候補者を応援または批判する情報を発信した	0.7	0.4	1.1	0.9	0.5	0.0	0.4	0.3
	④候補者や政党とインターネットを通して交流した	0.7	0.6	1.1	0.5	0.6	0.8	0.4	0.6
インターネット選挙運動情報への接触の累計（上記①～④）		10.7	12.2	12.5	13.4	10.9	11.8	8.5	11.5
その他	⑤動画共有サイトを利用して選挙関連の動画を見た	1.7	2.5	1.2	2.9	1.9	2.2	2.0	2.4
	⑥ニュースサイトや選挙情報サイトを見た	21.0	21.3	22.6	23.8	25.1	24.3	15.9	16.3
	⑦その他	0.4	0.1	0.2	0.0	0.5	0.3	0.6	0.0
インターネット選挙情報への接触の累計（上記①～⑦）		33.8	36.1	36.5	40.1	38.4	38.6	27.0	30.2
利用した		27.1	28.1	30.3	31.2	31.0	31.4	20.8	22.3
利用しなかった		72.9	71.9	69.7	68.8	69.0	68.6	79.2	77.7

どの違いがある。地方選では72.9%の人が、参院選では71.9%の人が「利用しなかった」と答えている。

表を示すスペースがないので割愛したが、都知事選モニター調査では、5団体モニター調査よりインターネット選挙情報への接触度が高く、また5団体と異なり、参院選より知事選の接触度が高い。特に20～30歳代で都知事選のインターネット情報に接触した人は、49.3%に上っている。

4 インターネット選挙運動への期待

「あなたは、インターネット選挙運動に、今後どのような活用を期待しますか。」

この設問への回答を見ると、5団体モニター調査では全体で39.4%の人が、都知事選モニター調査では全体で42.6%の人が「候補者や政党が、政策の違いをわかりやすく伝える」と回答している。次いで5団体モニター調査の31.4%、都知事選モニター調査の35.3%の人が「マスコミがあまり報じない情報を発信する」と回答しており、投票にあたっての判断基準になる情報が求められていると言える。一方で5団体モニター調査の29.2%、都知事選モニター調査の27.1%が「特に期待するものはない」と答えており、「わからない」を加えると、両モニター調査とも約4割に上る。年代別にみても基本的な傾向は変わらないが、60歳以上は、「特に期待するものはない」と「わからない」を合わせた割合が5団体モニター調査で48.1%、都知事選モニター調査で50.8%と約半数となっている。

* 調査報告書の全文は総務省のホームページでご覧いただけます。

「総務省 インターネット選挙運動」と検索し、「総務省 | インターネット選挙運動の解禁に関する情報」というタイトルをクリックしてください。



28カ国が加盟し、総人口5億人強、アメリカをもしのぐ世界最大の単一市場を形成する欧州連合(EU)で、5年に一度の議会選挙(欧州議会、定数571、一院制)が5月22日～25日にかけて行われました。

極右政党の躍進

今回の選挙結果の大きな特徴は、EU・欧州統合を批判する極右・急進政党が伸張したことです。国内の経済不安や生活不満の原因を国外に求めるこれらの政党の主張が多くで受け入れられたことは、世界に大きな衝撃を与えました。

EU最大の影響力を持つ極右勢力、フランスの国民戦線(FN)は、同国内で約25%の票を得て24議席を獲得、保守派の民衆運動連合の21%、オランダ大統領率いる与党・社会党の14%を引き離しました。EUからの脱退を唱える英国独立党も27%の票を獲得して保守党(25%)および労働党(24%)を凌駕しました。デンマークでは極右のデンマーク人民党が前回の2倍の得票率(27%)、ギリシャでは反緊縮財政を掲げる最大野党のギリシャ急進左翼連合が26.5%を獲得し、それぞれ第1位となりました。

第1党とはなりませんでした。ドイツの反ユーロ政党「ドイツのための選択肢」(2013年設立)も7.4%の票を得て7議席を獲得し、注目を集めました。ただし、反ユーロを掲げ躍進が伝えられていたイタリア「五つ星運動」の得票は22%と与党・民主党(41%)に大敗、オランダの極右勢力・自由党も13%の獲得にとどまり、第3党に後退しました。

一方、中道右派の「欧州人民党」(各国の保守政党の連合。ドイツ・キリスト教民主同盟、フランス・国民運動連合などが所属)は61議席減らして213議席となりましたが最大会派を維持。第二党だった中道左派の「社会民主進歩同盟」(各国の社会主義政党の連合。ドイツ・社会民主党、フランス・社会党などが所属)も190議席(6議席減)を獲得しました。

このように欧州統合を推進する二大会派が引き続き過半数を占めることとなったため、EUの総理大臣にあたる欧州委員会委員長には、欧州人民党のユンケル前ルクセンブルク首相が欧州議会で選出され、11月に就任することとなりました。

極右・急進政党はこれまでの2倍を超える140台議席を獲得しましたが、最大勢力FNを中心とした会派結成は必要な7カ国の政党が集まらず断念されました。その他に、各国の自由主義政党、緑の党、左派政党などが統一会派を組んでいます。

今回の欧州議会選挙の結果は、EU全体の運営よりも、移民受け入れ規制など国レベルでの政策運営に及ぼす影響が大きいと見られています。イギリスのキャメロン首相は、来年の総選挙で政権を維持できた場合、2017年にEUからの離脱を問う国民投票を実施することを約束しました。

欧州議会の性格と選挙制度

欧州議会は欧州市民の代表として民主的な機能を担ってきたことから、その権限は長い時間をかけ、次第に拡大されてきました。発足当時は、加盟国の国会議員の中から互選され、権限は諮問機関としての意見表明権など限られたものでしたが、特に2009年に発効したリスボン条約で、欧州連合の予算全般に関する権限、立法についての理事会*とほぼ平等な権限、欧州委員会委員長選出への関与の強化などの権限が与えられています。

選挙は加盟国ごとに行われ、①普通・直接選挙、②比例代表制、③5年の議員任期、④5%を超えない限りでの最低得票率の設定などの原則を遵守すれば、選挙区数や選挙権・被選挙権年齢などは加盟国に任されています。

議席は基本的に加盟国の人口に比例して配分されていますが、小国の意見が意思決定に反映されやすくするため、人口の少ない国の議席数には特別な配慮がなされています。議席数の最大はドイツの96、最少はキプロスなどの6です。

今回の有権者数は約4億人。投票率は前回(2009年)より0.9%上がって43.09%。第1回の投票(1979年)の61.99%には遠く及ばないものの、欧州委員会委員長の座をめぐるTV討論会などの効果により、低落傾向に歯止めがかかったとされています。

*加盟国の政府首脳と欧州委員会委員長で構成される。EU機関の組織・権限などについては、「私たちの広場」307号15ページを参照。

■フォーラムのご案内

前号で日程と開催地をお伝えした協会主催フォーラムのご案内です。両フォーラムとも参加費は無料です。募集は都道府県指定都市選管を通じて行います。多くの方のご応募をお待ちしております。

【若者リーダーフォーラム】

- 9月20日(土) - 21日(日)、開催地：青森市
- ・NPO法人YouthCreate代表の原田謙介さんによる講演
- ・学生団体「選挙へGO!!」および「CreateFuture山梨」の各代表ならびに秋田県明推協の若者委員からの活動報告
- ・上記の活動報告者3名に講演講師の原田さんを加えた4名によるパネルディスカッション
- ・FCTメディア・リテラシー研究所のワークショップ等

○10月18日(土) - 19日(日)には宮崎市で開催します。

【地域コミュニティフォーラム】

- 9月25日(木)、開催地：和歌山市
- ・和歌山大学地域連携・生涯学習センターの村田和子教授による公民館での学習活動についての講演
- ・南山大学総合政策学部の前田洋枝先生による市民討議会を体験するワークショップ
- ・関西学院大学名誉教授で兵庫県明推協会長の森脇俊雅先生による選挙制度に関する講演等

○10月は、10日(金)に徳島市、15日(水) - 16日(木)に佐賀市で開催し、11月は、5日(水) - 6日(木)に広島市で開催します。

■ 明るい選挙推進優良活動表彰

協会では、明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範とするにふさわしい活動を優良活動として表彰しています。被表彰団体は、明るい選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、NPO法人、その他の団体で明るい選挙の推進に取り組んでいるものです。平成18年度からこれまでに、60団体を表彰させていただきました。

10月31日まで募集しておりますので、奮ってのご応募お待ちしております。

詳しくは協会ホームページをご覧ください。

■ 主権者教育のための成人用参加型学習教材

総務省からの委託を受けて協会が作成した「主権者教育のための成人用参加型学習教材」の25年度版が総務省のホームページに公開されています。

25年度版はNIEやロールプレイ、話し合い等の手法を用いて身近な社会問題や政治、選挙についての学習をするための6種類の教材です。ホームページには24年度版の7教材も公開されていますので、地域での研修会等でお使いください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/gakusyu/index.html

■ 協会Facebookページ・Twitterのご案内

昨年7月の参院選からFacebookページを開設し、全国各地の選挙啓発情報や選挙関連ニュースなどを発信していますが、この度、Twitterも開設しました。こちらは、明るい選挙のイメージキャラクターである選挙のめいすいくんを登場させて、各地で活動するめいすいくんの様子等を紹介していきますので、情報をお寄せください。

Twitter <https://twitter.com/Akaruisenkyo>

Facebook

<https://www.facebook.com/akaruisenkyo>

表紙ポスターの紹介

- ◆平成25年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

林 里美さん 京都府京都精華女子高等学校2年(受賞時)

評 東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

空に向かって力強く挙げる投票用紙を持つ手から、投票する人の権利や人を選ぶ責任感、明るく住みやすい社会への願いなどが伝わってきます。「選挙へ」という言葉が表現をより重厚なものにしています。

編集後記

- 特集テーマは「改正国民投票法」です。「日本国憲法の改正手続に関する法律」は2007年5月に成立しましたが、「18歳選挙権実現等のための法整備」「公務員の政治的行為に関する法整備」「憲法改正以外の国民投票制度の検討」の3つの宿題を解決することが、法施行の前提とされていました。それがどう解決されたのか、何が課題として残されているのか、5人の識者に執筆いただきました。改正法は6月20日に公布、施行されました。
- 巻頭言は佐々木毅・当協会会長です。人口減少社会における選挙制度のあり方について一石を投じています。
- 前号まで海外の学校教育におけるシティズンシップを紹介してきましたが、今号から海外の成人教育を紹介していきます。まずはスウェーデンの成人教育を紹介します。学習サークル・デモクラシーという言葉があるそうです。

- 今号から教育学者のプロジェクトチームによる「小中高一貫有権者教育プログラムの開発研究」について、4回連載で紹介していただきます。執筆者の桑原教授(岡山大学)は、プロジェクトを立案した背景として「態度や行動に結びつかない教育プログラム」「政治教育の一貫性の欠如」「子どもの発達段階への配慮の不足」「時代・社会の要請」を挙げられています。
- レポートは、埼玉大学教育学部附属中学校の社会科授業。模擬選挙を通して政治に参加することの意義について考える、8時間構成の学習を紹介していただきます。
- 総務省からの委託により実施した「ネット選挙運動解禁に関する調査」の一部を紹介します。第23回参院選以降に行われた知事選挙、政令指定都市市長選挙を対象に、有権者のネット選挙運動への接触状況等を分析しました。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
 〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkyo>
 〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>

編集協力 ●株式会社 公職研

タブレット 導入をご検討中の公共団体の皆様

FUJISOFT
creating new values

ペーパーレス・ICTの実現なら セキュリティ万全 充実のサポート

クラウド型 モアノート **moreNOTE®** が断然オススメです!!

無料
モニター
募集中!

現場で...

- タブレットでセキュアに資料持ち出し
- 多拠点との迅速な情報共有
- 撮った写真をその場で共有

庁議・会議で...

- ペーパーレス化推進による紙の削減
- 画面同期機能でスムーズな進行
- 資料への書き込み・保存・共有

iOS/Windows/
Androidに対応

官公庁・各種公団体はじめ

400 社以上のお客様に導入効果を実感いただいています!

開発元

富士ソフト 株式会社
www.fsi.co.jp

moreNOTE 事業部 公共窓口

受付時間 10:00~17:00 (土・日・祝を除く)

moreNOTE
サポートセンター **0120-937-467**

販売/パートナー

UCHIDA

HITACHI
株式会社 日立システムズ

FUJI xerox

導入事例無料セミナー随時開催中!

導入事例公開中!

モアノート 公共

検索

www.morenote.jp

めいすいくんグッズ

のご案内 (啓発資材)

品 名	価 格	最小発注数
めいすいくんタオルハンカチ	1 枚 140 円	20 枚~
めいすいくんキーキャップ	1 個 140 円	20 個~
めいすいくんメモ帳	1 冊 60 円	20 冊~
めいすいくんルーベ付きしおり	1 枚 50 円	50 枚~
めいすいくんクリアファイル (イエロー)	1 枚 50 円	20 枚~
めいすいくんクリアファイル (ホワイト)	1 枚 50 円	20 枚~
めいすいくん定規シート	1 枚 130 円	20 枚~

納品は9月中旬から

※すべて消費税 (8%)・送料込み

公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町 13-3 ラウンドクロス一番町 7 階
TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780



防犯パトロール車



ジャンボ絵本



実験スタジアム



一輪車



たから

宝くじはみんなの暮らしに やくだ役立っています。



献血車

たから

宝くじは、

あそまなしせつうんどうようぐ
遊んだり学んだりする施設や運動用具、

ぼうはんさいけつしゃりようきう
防犯・採血などの車両、樹を植えるなど、

ゆたかくやくだ
豊かですこやかな暮らしに役立てられています。



桜の植樹

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

<http://jla-takarakuji.or.jp/>

